

ニュースと窓

岡山市の備作史料研究会の人見彰彦氏より、次のような資料保存の呼びかけ状が寄せられましたので、紹介致します。

古文書・行政文書等の保存願

先般、宇都宮市栃木会館で全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の第12回全国大会が開かれ、古文書や行政文書の保存のため、文書館法を制定するように国・国会議員に積極的に働きかけることをきめました。

欧米諸国では、文書館法が定められている所が多く、各種文書は体系的に調査整理・保存が行われています。文書館も国・県・市のみならず、たとえばフランス・イタリア等では村々に建てられており、博物館・美術館等は無くては文書館だけはあると言うのが一般的であると報告されています。

これに対し、日本の古文書・行政文書等の取り扱いは非常におくれており、文書館は都道府県立が20館、市町村立が11館ありますが、それも図書館業務の一部とされている場合も多く、貧弱だけでなく色々問題があるようです。だから今年8月に来日した国際文書館評議会(ICA)のマイケル・ロパー氏は、講演の中で、日本では記録文書を保存する態勢が整っておらず、先進国としては最も低いレベルの国と批判しています。現在、日本では図書館法・博物館法・文化財保護法等が施行されていますが、いずれも近世の古文書や明治以降の行政文書の収集・保存は主目標としておりません。こうしたこともあって、本来公文書であった大庄屋・庄屋文書等は個々の御宅で保存が図られていますが、専門家による収集・保存の手がさしのべられないまま、その多数のものが消滅しております。明治以降の行政文書も、町村合併や仕事の合理化の名のもとに、その多数が消滅しており、また永年保存とされた文書も20年ほどたてば見直しされ、どんどんと廃棄されてきているようです。

こうした文書消滅に歯止めをかけるため、藤沢市文書館では、古文書や使用済みの行政文書全てを搬入し、体系的に取捨選択・保存が行われています。埼玉県立文書館では、県下の市町村と連携して文書館の設立や古文書・行政文書の収集・保存に活動しています。しかし、岡山県では、こうした文書の収集・保存体制は非常におくれています。文書のこれ以上の消滅を防ぐためには、県・市・町・村にそれぞれ文書館(室)を設定し、そこに使用済みの行政文書は全て搬入し、体系的に取捨選択・保存することが必要です。また、古文書は調査・整理して「〇〇家文書目録」と目録・コピー等を作成し、できるかぎり文書館(室)に寄贈あるいは寄託していただき、永久保存を図らなければなりません。

私ども、備作史料研究会会員は、日ごろ古文書の解説・研究にあたっていますが、文書(資料)消滅の現状を憂慮し、是非関係各位に配慮していただきたく考え、この要望書を提出することにしました。今後、文書館(室)設置や文書の収集・保存等について、もし私どもがご協力出来ることがありましたらご連絡ください。微力ですが資料保存のためなら手弁当でお手伝いさせていただきます。以上よろしくご配慮くださいますようお願い申し上げます。(〒703 岡山市四御神93-4 人見彰彦氏寄)

裁判記録保存法シンポジウム開かる

昭和61年11月1日、日本弁護士連合会主催による裁判記録保存法をめぐるシンポジウムが、日本弁護士連合会会館において開催されました。

このシンポジウムは、「再審への道と文化遺産を確保するために」というテーマのもとで、次のような基調報告が行われました。

日弁連の取組みの経過、立法をめぐる問題点、裁判記録保存法試案の概要 竹沢 哲夫
刑事裁判記録保存の必要性 渡辺 保夫
裁判記録保存の社会的意義 吉田 建
保存制度とアーカイブス 安澤 秀一

会場において、日本弁護士連合会司法制度調査会が策定した「裁判確定記録保存に関する法律案要綱試案」が提示されました。

その試案は、刑事・民事に大別され、それぞれ「保存の種類と趣旨の法定」「一般保存」「特別保存」「閲覧・騰写」などの条項が上げられています。そして各条項毎に、法案として盛りこむべき骨子が明示されています。

試案には詳しい説明文が付されていますが、

「三. 保存理念の確立など」の項の内容は次のとおりです。

「現行の訴訟記録の一般保存とその期間の定めには、当該事件にかかる時効、執行関係等の視点はあるものの、まず第一に、刑事再審請求にかかわる請求者の利益の視点が、次に第二に訴訟記録のもつ文化遺産としての視点が、欠落している。(中略)

きたるべき立法においては、訴訟記録について、文化遺産としての視점에立脚した保存理念を確立することを望みたい。

而して、右理念を確立の上、一般保存期間を経過した訴訟記録のうち、文化遺産としてなお保存を継続するもの(これを仮に特別保存という)を分別し、これが保存をはかるべきである。(中略)

特別保存の方法、施設としては、各地域に所在する公文書館で保存するとか、あるいは公立図書館に保存を委託することも考慮されてもよいと思われる。」

■ 編集後記 ■

本号から『会報』のスタイルを変えてみました。会員の方々から『会報』のあり方に対するご意見が多くなってきましたので、それらの提言を反映すべく検討してきた結果、本号のようなスタイルとなりました。今回は、二本の柱を中心にまとめてみました。いかがでしょうか。

『会報』は会員のものでありますから、親しみやす

く、かつ誰でも参加できるものでなくてはならないでしょう。今後もその点に留意して編集していきたいと思っております。会員の皆様も、提言、ニュース、その他ご意見をお寄せ下さい。できるだけ誌面に反映させていきたいと考えています。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 第12号 1987(昭和62)年3月31日発行

全史料協事務局 埼玉県立文書館
〒336 浦和市高砂4-3-18
(電話 0488-65-0112)

会報編集 茨城県立歴史館
〒310 水戸市緑町2-1-15
(電話 0292-25-4425)
印刷 旬鈴木印刷